

◎団則

鳥取大学フィルハーモニー管弦楽団 団則 (平成17年4月現在)

- 第一条 このオーケストラは鳥取大学フィルハーモニー管弦楽団と称す。
(以下当楽団とする。)
- 第二条 当楽団は、管弦楽の演奏を通じて広く音楽に親しむことを目的とする。
- 第三条 当楽団の団員は、鳥取大学学生で構成される。(平成14年10月30日改正)
- 第四条 当楽団の役員は次の通りである。
- | | |
|--------------------|------------------|
| ・団長 | 1名 |
| ・学生指揮者、養成指揮者 | 各1名 |
| ・マネージャー | 4名 |
| ・会計 | 1名 |
| ・コンサートマスター (ミストレス) | 1名 |
| ・セクションリーダー | 各1名 |
| ・広報 | 4名 (平成10年4月1日追加) |
| ・インスペクター | 4名 (平成10年4月1日追加) |
- 第五条 当楽団最高決議機関を部会とし、構成員の3分の2以上で成立し、出席者の過半数で決議する。尚、部会は役員会 (あるいは幹部会) が必要と認めたとき、団長がこれを招集するものとする。
- 第六条 当楽団は、年一回定期演奏会を持つことを原則とする。
- 第七条 当楽団の経費は、団費とその他の総収入をこれに当てる。団費は別に細則を定めるものとする。
- 第八条 当楽団の役員選出方法は、原則として部会において団員の承認もしくは互投票によって定めるものとする。
- 第九条 当楽団は、常任指揮者をおくことを原則とし、常任指揮者のほかに客演指揮者をおくことも可能である。その任期、選出方法、役割等の指揮者に関する細則は、細則9、10に定めるものとする。(平成10年4月1日改正)
- 第十条 当楽団の細則は、別にこれを定める。尚、この団則は、部会で3分の2以上の賛成で改正されるものとする。(昭和56年10月6日 新設)
- 第十一条 団員は、退団および休団届を団長に提出することなく退団および休団することはできない。また、団員は鳥取大学を離れる際に退団届を団長に提出しなければならない。(平成14年10月30日 新設)
- 付則 この団則は、昭和45年4月1日より施行される。

- 細則1 ・役員任期は、原則として1月1日から12月31日までとし、必要に応じて部会において任期を変更する。(昭和54年4月14日改正)
- 2a ・役員会は役員を持って構成し、当楽団の円滑な運営に当たるとともに、幹部会での決定事項を確認、検討する。尚、役員会は、団長がこれを招喚する。
(平成10年4月1日改正)
- 2b ・幹部会は、原則として必要部所によって構成され、当楽団の円滑な運営にあたる。尚、幹部会は、必要部所の議長もしくはこの構成員によってこれを招集する。(平成10年4月1日改正)
- 3 ・緊急事項が生じた場合、団長がこれを処理する。
- 4 ・練習場所は基本的に、音楽棟内施設を借用しこれを当てる。当楽団の演奏楽器は、原則として個人及び本部、音楽教室の楽器を借用して用いる。
- 5 ・会計は会計年度終了時に報告を行い、部会においてその承認を要す。
会計年度は、4月1日から3月31日までとする。
(昭和54年4月14日改正)
- 6 ・演奏会や合宿などの行事は、特別会計を組むことがある。
(平成10年4月1日正)
- 7 ・団費は月額500円、入団費は700円とする。(昭和54年4月1日改正)
- 8 ・当楽団の団員は鳥取大学学生で構成されるが、当楽団の活動には、卒業生及び一般市民もこれに参加することができる。(平成14年10月30日改正)
- 9 ・常任指揮者に関する細則 (昭和56年10月6日追加)
- ①就任の任期は、部会で承認された期日である。
- ②退任の任期は、常任指揮者の遂行上不都合が生じ、部会で承認された期日まで続けることができなくなったときである。
- ③決定方法は、部会において団員の承認を持って行うものとする。
- ④役割は、定期演奏会の指揮及び演奏面での指揮を行うことを原則とする。
- 10 ・客演指揮者に関する細則 (平成10年4月1日追加)
- ①任期は部会で承認された期日であり、原則として最大任期を4年とおく。
- ②決定方法は、部会において団員の承認をもって行うものとする。
- ③役割は、演奏会の指揮及び演奏面での指導を行うことを原則とする。

◎年間行事

4月 6日(金)	入学式	
6月10日(日)	市民音楽祭	演奏曲目：《風の谷のナウシカ》よりナウシカ・レクイエム 《もののけ姫》よりアシタカせつ記 久石 譲
8月13日(月)～17日(金)	夏合宿	
11月11日(日)	第39回定期演奏会	演奏曲目：交響曲第9番 ハ長調 D.944 《ザ・グレイト》 シューベルト 《ペール・ギュント》第1・2組曲 グリーグ 喜歌劇《軽騎兵》序曲 スッペ
12月22日(土)・23日(日)	中・四国国立大学 連合演奏会 2007 in 島根	演奏曲目：未定 (定期演奏会の曲目から)
3月下旬	卒業式	
3月～4月上旬	春合宿	※ 合宿は原則として強制参加となります。

◎三原先生来島日

5月27日(日)		※長期休業中以外は金曜の練習は通常の練習時間と同じです。
7月20日(金)・21日(土)		
8月13日(月)～17日(金)	夏合宿	
9月 7日(金)・ 8日(土)		※土曜日の練習は、基本的に1日(9時～17時)です。
10月 5日(金)・ 6日(土)		
10月19日(金)・20日(土)		
11月 2日(金)・ 3日(土)		※三原先生が来島される時は、通常の練習とは異なる事が多いですが、必ず練習に来て下さい。
11月10日(土)	ゲネプロ	
11月11日(日)	本番	

◎練習時間・場所等

練習時間は、原則として、月・水・金の18時～20時30分です。但し、三原先生来島1週間前、及び、各行事1週間前は強化練習となり、火・木・土・日も練習が入ることがあります。また、長期休暇中など大学が休みの時は、9時～17時の練習となります。

練習場所は、教育地域科学部音楽棟の288(演奏室)とピアノ室を使わせていただいています。ここは、飲食厳禁です。また、教育地域科学部以外の人は、使用できるピアノ室が限られているので、注意してください。その他に、大学会館(学館)を借りているときは、弦と木管の人はそこを使用することが出来ます。但し、使用時間は9時～20時となっています。弦と木管のセクションは基本的に大学会館で行います。

最後に、音楽棟で会った人には、挨拶をして下さい。

◎音楽棟使用上の注意

学生の音楽棟使用について

(1) 学生が使用できる音楽棟内の部屋は、ピアノ室・演奏室の2カ所のみである。

(2) ピアノ練習室・演奏室の使用優先順位は、①授業、②音楽専修学生、③音楽授業受講生、④クラブその他の学生、となるので、使用の申し込みのあった場合は速やかに明け渡すこと。

(3) 谷側(入って左側)のピアノ室は、教育学部生以外は使用してはならない。ただし、他学部の学生は教育学部の学生とともにであれば使用可能である。

(4) 練習終了後、使用した部屋は整理・整頓・清掃を行い、授業に支障のないように準備すること。部屋内に私物をおくことは禁止とする。

(5) 最終退出者になった場合には、必ずピアノ室の窓を閉め、消灯を確認し、特に用いない場合は速やかに退出すること。

(6) 午後8時30分までに完全退出する。

(7) 土曜・日曜は午後5時まで使用できるが、開錠していないので立ち入りにはカードキーが必要になる。

※必要に応じてインスペクターが開けるので、休日の練習の時は、開錠時間に遅れないようにして下さい。

(8) 音楽棟内は禁煙である。また、演奏室・ピアノ室及び部屋前での飲食は絶対禁止とする。

(9) 廊下歩行の足音及び話し声など、ほかに迷惑をかけぬように絶えず静粛に注意す

ること。特に、研究室前では静かにすること。(夜遅くまで研究を行っている人の邪魔である)

(10) 練習終了後、学生係通用口のドアの前に集まって話をすると、関係者外の人の大変迷惑になるので、その場を速やかに去ること。

(11) セクション・合奏時などには、山側のピアノ室は他の人が使用できるように楽器ケース及び私物等は部屋の隅に避けておくこと。また、谷側のピアノ室には一切の荷物を置かない。

以上の条件等が遵守できない場合は校舎使用の原則により罰せられる。

◎団費

(例) 平成18年度

団費	500円×12ヶ月=6,000円	
指揮者基金	1,971円×7ヶ月=13,800円	
補修基金	500円	
入団費	700円	
	年間合計	21,000円

※合宿費等は特別会計となるので年間団費には含まれていません。

◎楽器借用時の諸注意

- ・ 楽器を借りる場合は、借用書を書いて頂きます。
- ・ 借用書にもありますが、1年に1度必ず調整に出してください。どこに調整に出せば良いかわからない場合は、パートの先輩に聞きましょう。
- ・ 楽器は大切に扱って下さい。過失により楽器を壊してしまった場合は、自己の責任において修理に出してください。

※弦楽器について

19年度から貸し出す弦楽器は全て、万全の状態で貸し出します。よって如何なる

故障も借りた本人に全額負担して頂きます。休団・退団等で楽器を返却する際は貸し出された時と同じ状態にして返却してください。不十分であると判断した場合は再度、調整をお願いすることになります。

※医学部生について

湖山で貸し出す楽器は2年時に米子に行く前に調整し、返却してください。

湖山の楽器を米子で使用することは基本的には認めません。事情がある場合は必ず幹部に伝えてください。

◎退団・休団の際の留意点

- ・ 借りた楽器は、必ず調整に出し、その領収書を退団または休団届に貼り付けてください。調整に時間がかかる場合は、後日提出してください。
- ・ 団費は全額払って下さい。未納金がある場合には納入期限を明記した誓約書を書いて頂きます。誓約書の納入期限を過ぎた場合は年1割の利子が加算されます。
- ・ 退団届は、在学中に退団する場合はもちろん必要ですが、卒業する場合または進学のため米子に行く場合も必要となります。
- ・ 休団届には必ず復団予定日を書いてください。
- ・ 必ずパートリーダーの許可を取ってください。